

埼玉県公安委員会告示第131号

平成14年埼玉県公安委員会告示第321号（自動車及び原動機付自転車の運転免許に係る申請書、変更届及び申込書の提出日時及び場所に関する公安委員会告示）の一部を次のように改正し、令和元年12月1日から施行する。

令和元年11月29日

埼玉県公安委員会委員長 野瀬清喜

別表中	運転免許の申請による取消しと同日に運転経歴証明書の交付を申請するとき。	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後3時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	各警察署（鴻巣警察署を除く。）	を
-----	-------------------------------------	--	-----------------	---

運転免許の申請による取消しと同日に運転経歴証明書の交付を申請するとき。	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後3時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	各警察署（鴻巣警察署を除く。）	
次のいずれかに該当する者が運転経歴証明書を申請するとき。 (1) 運転免許を失効した後5年以内の者 (2) 県外で運転免許の取消しの申請を行った後5年以内の者	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後3時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察運転免許センター （埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4）	に改める。